

## 福井小水力利用推進協議会 第2回通常総会&交流会 (2013)

日時 2013年7月28日(日) 14:00~16:45

場所 地域交流プラザ アオッサ607室

### プログラム

#### (1) 通常総会 (14:00~15:00)

開会

議長選出

第1号議案	2012年度	事業報告について	・・・	資料1
第2号議案	2012年度	決算報告について	・・・	資料2
第3号議案	2012年度	監査報告について	・・・	資料3
第4号議案	2013年度	事業計画について	・・・	資料4
第5号議案	2013年度	予算について	・・・・・・	資料5
第6号議案		規約改正について	・・・・・・	資料6
第7号議案		役員の変更について	・・・・・・	資料7

その他

閉会

#### (2) 交流会 (15:15~16:45)

- ・企画班、研究班の活動報告 (15:15~15:45)
- ・特別講演 「コミュニティハッピーシステムのチャレンジ」 (15:45~16:45)

講師：豊岡和美氏、地域エネルギー理事、再生エネルギー推進協議会理事、元県議

後片付け (~17:00)

懇親会 (17:15~19:00)

## 資料1 2012 事業報告案

- ・ 会員サービスと広報
  - 全国水力協ニュースレターの配布（4回）
  - 会員アンケート調査
  - 会員MLおよび情報サイトの運営
  - PR出展（鯖江環境フェア2012、フクイ建設技術フェア2012、福井市環境展）
  - マスコミ対応
- ・ 研修・交流事業
  - 全国水力協会議(7/21)、岐阜サミット（2/16,17）
  - 地エネEXPOなんと(11/18)、淡路島でエネルギーをつくるルールづくり(1/23)、北陸再生可能エネルギー協働事業化研究会(2/8)、事業化研究会(6/6)
  - 関西水力協への理事派遣（大飯町見学会主催6/30、ほか）
- ・ 研究会・見学会
  - 会員対象テーマ研究会の開催（6回：現場2回、技術、市民ファンド、合意形成、事業化）
  - 組織体制の検討：各地で事業化のための法人を設立。福井ではどうするか。
  - 適地調査法の研究：適地条件のガイドライン作成と特定フィールド流域での探索
  - 県内ピコ発電事業（4箇所）のヒヤリング調査：その裏にある将来計画とは？
  - 見学会の開催（石徹白13/6/15）
  - 「福井・環境ミーティング(13/03/17)」後援（基調講演、フォーラム、発表に参画）

## 資料2 収支決算書案

### 収支決算書

平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日

収入の部		支出の部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1 会費 個人 55名×¥2,000	110,000	1 総務費(会印、その他)	18,271
団体 9社×¥5,000	45,000	2 資料送付費(総会資料含む)	34,700
2 委託、補助金(全国協議会含む)	15,360	3 全国会費	12,000
3 事業収入金	0	4 事業費(会場借入費、他)	42,850
4 利子、その他	998	5 資材購入費(展示資料、ヘルメット)	23,645
		6 旅費、各地参加費	23,825
		7 総会会場費用	8,765
		8 次年度繰越	7,302
計	171,358	計	171,358

**資料3** 2013 監査報告

会計監査報告

平成 24 年度の福井小水力利用推進協議会の収入、支出、決算等につきまして、会計帳簿並びに関係書類等を、平成 25 年 7 月 19 日に監査致しました結果、収入、支出、決算及び残高に誤りなく適正に処理されていた事を認め、報告致します。

平成 25 年 7 月 28 日

福井小水力利用推進協議会

監事 石本 豊昭



吉村恵理子



**資料4** 2013 事業計画案

- ・ 会員サービスと広報
  - 全国水力協のNLの配布（年4回程度）
  - ホームページによる小水力情報の提供（無料HP、ブログへの切替え）
  - 協議会や小水力利用のPRのための出展（2、3回）
  - マスコミ対応
- ・ 交流事業
  - 小水力サミット（鹿児島）、地方水力協研修会への参加
- ・ 企画調査活動
  - 先進事例の調査・取纏め（2012年度は県内の4事例、県外1事例：石徹白をヒヤリング調査した。2013年度は、それらの取纏めや、さらに工事中のものも含めて現地でヒヤリング調査を行う。）
  - 興味深い事例については、見学会や学習会を企画する（適宜）
  - 研修会の開催（全国水力協の支援を受けた研修、10月予定）
- ・ 組織検討活動
  - 協議会のあり方や事業化のための新組織の設立について議論を続ける（必要なら講演会や研修会を企画する）
  - 特定目的会社（SPC）を設立し、事業化を支援する体制を構築する。

- ・ 研究活動
  - 県内適地の調査法を研究する。管内図などの図面を基に、小水力発電の適地を選定する作業を特定の市町で行う。
  - 砂防ダムに適した発電システムについて丸岡町で実証実験を行う。サイホン形状、除塵方式、発電システムの効率性に関する実験。
- ・ 関西広域水力協への理事派遣
- ・ サポート体制の構築
  - 1年間の経験を踏まえて新規に事業を実施したい方の要望に応え得る支援体制をつくる。（全国水力協の小水力開発支援協会（有料）の福井版）

**資料5** 予算書案

予算書

平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日

収入の部			支出の部	
項 目		金 額	項 目	金 額
1 会費 個人	57 名 × ¥2,000	114,000	1 総務費	40,000
	団体 10 社 × ¥5,000	50,000	2 全国会費	12,000
2 委託、補助金		50,000	3 事業費(会場費他)	50,000
3 事業収入金		50,000	4 資材購入費(資料送付料含む)	40,000
4 その他収入		1,000	5 旅費、各地参加費	80,000
5 前年度繰越金		7,302	6 その他支払	50,302
計		272,302	計	272,302

## 資料 6

## 規約改正案

- ・類似の規約をもつ関西広域水力協の規約改正（専門家の手で修正）を援用し、事前の理事会で本協議会に相応しいものとする。改正の要点はつぎのとおり。
- ・理事会、会長、副会長の機能・職務を明確化。
- ・理事、監事は任期が終了しても次の通常総会まで任期を延長し、空白期間を作らない。
- ・監事は、本協議会の会計と業務内容を監査し、総会に報告する。
- ・総会と理事会の議決事項を明確化。

規約改正（案）対照表（赤字が改正箇所）

現行	改正案
<p><b>（理事）</b></p> <p>第 6 条 <u>理事は、理事会を組織し本会の会務を議決し、執行する。</u></p> <p>2 理事は、総会において会員のうちから選任する。</p> <p>3 理事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。</p> <p>5 理事の人数は 5 人以上 20 人以内とする。</p>	<p><b>（理事）</b></p> <p>第 6 条 <b>本協議会に理事会をおき、理事は理事会を構成する。</b></p> <p>2 理事は、総会において会員のうちから選任する。</p> <p>3 理事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。</p> <p>5 理事の人数は 5 人以上 20 人以内とする。</p> <p>6 <b>前項の規定に関わらず、理事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。</b></p>
<p><b>（会長）</b></p> <p>第 7 条 会長は協議会を代表し、その業務を<u>総括</u>する。</p> <p>2 会長は理事の互選によって選任する。</p> <p>3 会長の任期は、1 期を 2 年とし、連続して 3 期までとする。</p>	<p><b>（会長）</b></p> <p>第 7 条 会長は<b>本協議会</b>を代表し、その業務を<b>執行</b>する。</p> <p>2 会長は<b>理事会において</b>理事の互選によって選任する。</p> <p>3 会長の任期は、1 期を 2 年とし、連続して 3 期までとする。</p>
<p><b>（副会長）</b></p> <p>第 8 条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。</p> <p>2 副会長は 1 人以上 4 人以内とし、理事の互選によって選任する。</p> <p>3 副会長の任期は 1 期を 2 年とし、再任を妨げない。</p>	<p><b>（副会長）</b></p> <p>第 8 条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。</p> <p>2 副会長は 1 人以上 4 人以内とし、<b>理事会において</b>理事の互選によって選任する。</p> <p>3 副会長の任期は 1 期を 2 年とし、再任を妨げない。</p>
<p><b>（監事）</b></p> <p>第 9 条 協議会に監事をおき、協議会の会計および<u>活動</u>状況を監査する。</p> <p>2 監事は、総会において選任する。</p> <p>3 監事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。</p> <p>5 監事の人数は 1 人以上 3 人以下とする。</p>	<p><b>（監事）</b></p> <p>第 9 条 <b>本協議会に</b>監事をおき、協議会の会計および<b>業務</b>状況を監査する。</p> <p>2 監事は、総会において選任する。</p> <p>3 監事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 任期途中の監事が退任し<b>新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は、</b>前任監事の任期満了までとする。</p>

<p>6 監事が会長・理事を兼務することはできない。</p> <p>7 監事は協議会の会計を監査し、総会に<u>報告を提出し承認を得る</u>。</p>	<p>5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。</p> <p>6 監事の人数は1人以上3人以下とする。</p> <p>7 監事が会長・理事を兼務することはできない。</p> <p>8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に<u>監査結果の報告を行う</u>。</p>
<p>(監事)</p> <p>第9条 協議会に監事をおき、協議会の会計および<u>活動状況</u>を監査する。</p> <p>2 監事は、総会において選任する。</p> <p>3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 任期途中の監事が退任した場合、<u>補欠選任</u>することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。</p> <p>5 監事の人数は1人以上3人以下とする。</p> <p>6 監事が会長・理事を兼務することはできない。</p> <p>7 監事は協議会の会計を監査し、総会に<u>報告を提出し承認を得る</u>。</p>	<p>(監事)</p> <p>第9条 本協議会に監事をおき、協議会の会計および<u>業務状況</u>を監査する。</p> <p>2 監事は、総会において選任する。</p> <p>3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 任期途中の監事が退任し<u>新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は</u>、前任監事の任期満了までとする。</p> <p>5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。</p> <p>6 監事の人数は1人以上3人以下とする。</p> <p>7 監事が会長・理事を兼務することはできない。</p> <p>8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に<u>監査結果の報告を行う</u>。</p>
<p>(顧問)</p> <p>第10条 協議会は顧問をおくことができる。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第10条 本協議会は<u>理事会の承認を得て</u>顧問をおくことができる。</p>
<p>(総会)</p> <p>第11条 総会は会長が主催する。</p> <p>2 会長は<u>毎年1回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に随時総会を開催</u>することができる。</p> <p>3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。</p> <p>4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立する。</p> <p>5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員(委任状を含む)の過半数をもって行う。</p>	<p>(総会)</p> <p>第11条 会長は<u>年1回の通常総会を開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催</u>することができる。</p> <p>2 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画の決定</p> <p>(2) 収支予算の決定</p> <p>(3) 事業報告の承認</p> <p>(4) 収支決算の承認</p> <p>(5) その他会長または理事会が総会に付議すると決定した事項</p> <p>3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。</p> <p>4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立する。</p> <p>5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員(委任状を含む)の過半数をもって行う。</p>
<p>(理事会)</p> <p>第12条 理事会は会長が招集する。<u>ただし理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催</u>することができる。</p> <p>2 理事会は理事の過半数(委任状を含む)の出席によって成立する。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第12条 理事会は会長が招集する。<u>また理事は、理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催</u>することができる。</p> <p>2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p>

<p>3 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。</p>	<p>(1) 総会に付議すべき事項  (2) 会長が付議すると決定した事項  (3) 本協議会の運営に関する重要事項</p> <p>3 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。  4 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第16条 協議会の事務を処理するため、事務局をおく。</p> <p>2 事務局長は会員の中から理事会が任命する</p> <p>3 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。</p> <p>4 事務局員の任免は理事会が行う。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第16条 本協議会の事務を処理するため、事務局をおく。</p> <p>2 事務局は会長、副会長、事務局長及び事務局員によって構成する。</p> <p>3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。</p> <p>4 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。</p> <p>5 事務局員の任免は理事会が行う。</p>
<p>(入会・退会・除名)</p> <p>第18条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。</p> <p>2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。</p>	<p>(入会・退会・除名)</p> <p>第18条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。</p> <p>2 理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。</p>

**資料7**

**役員名簿**（敬称略）

理事	有賀 祥夫	
理事	浮田 隆之	
理事	菊沢 正裕	会長
理事	高嶋 義和	
理事	竹内 良治	
理事	田嶋 哲雄	
理事	辻 一憲	
理事	中川 伸二	
理事	西岡 哲平	副会長
理事	藤沢 憲治	事務局長

理事	藤原 一功	
理事	増田 頼保	
理事	水上 聡子	
理事	皆川陽一郎	副会長
理事	山口 昌英	
理事	吉川 守秋	
理事	吉田 裕則	
監事	石本 豊昭	
監事	吉村恵理子	

## 福井小水力利用推進協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は、福井小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目 的)

第2条 協議会は小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### (本 部)

第3条 協議会は、本部を福井県福井市問屋町2丁目19-2（藤沢電機管工株式会社）内に置く。

### (事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (3) 小水力等を利用した地域づくり活動への支援
- (4) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (5) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### (会 員)

第5条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。
  - (1) 個人会員 年会費 2,000 円
  - (2) 団体会員 年会費 5,000 円
- 3 全国小水力利用推進協議会の正会員で本協議会に入会を希望するものは年会費を免除される。

### (理 事)

第6条 本協議会に理事会をおき、理事は理事会を構成する。

- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 前項の規定に関わらず、理事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。

### (会 長)

第7条 会長は本協議会を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長は理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1期を2年とし、連続して3期までとする。

### (副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は1期を2年とし、再任を妨げない。

### (監 事)

第9条 本協議会に監事をおき、協議会の会計および業務状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任し新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。



- 5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。
- 6 監事の人数は1人以上3人以下とする。
- 7 監事が会長・理事を兼務することはできない。
- 8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に監査結果の報告を行う。

#### (顧問)

第10条 本協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は会員である必要は無い。

#### (総会)

第11条 会長は年1回の通常総会を開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画の決定
  - (2) 収支予算の決定
  - (3) 事業報告の承認
  - (4) 収支決算の承認
  - (5) その他会長または理事会が総会に付議すると決定した事項
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

#### (理事会)

第12条 理事会は会長が招集する。また理事は、理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 会長が付議すると決定した事項
  - (3) 本協議会の運営に関する重要事項
- 3 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 4 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

#### (事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

#### (会計)

第14条 協議会の運営費には会費または寄付金その他をもって運営する。

#### (班)

第15条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な班をおくことができる。

- 2 班に班長をおく。班長は会長が委嘱する。
- 3 班長は理事会に出席し、その所管する事項について報告し、意見を述べることができる。
- 4 班員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 5 班長及び班員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 6 第5項の規定にかかわらず理事会決議または総会決議によって班長及び班員を罷免することができる。

#### (事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局は会長、副会長、事務局長及び事務局員によって構成する。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 4 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 5 事務局員の任免は理事会が行う。

#### (入会・退会・除名)

第17条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。会長は

正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

第 18 条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

第 19 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

**(規約の変更)**

第 20 条 本規約を変更するためには、総会において出席会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成による議決を要する。

**(解散)**

第 21 条 協議会の解散は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上により議決（委任状を含む）する。

**(附則)**

第 22 条 協議会設立時の会長および副会長は、第 7 条第 2 項および第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

2 この規約は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

3 この規約は平成 25 年 7 月 28 日の改定を経て、同日から施行する。